



目次

告示	ページ		
○救急病院の認定 (医療薬務課)	1		
○救急診療所の認定 (")	1		
○保安林の皆伐面積の限度 (治山林道課)	1		
○道路の区域変更(2件) (道路課)	2		
○道路の供用開始 (")	3		
◎告示(県立都市公園の設置)の一部改正 (公園下水道課)	3		
公 告			
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	3		
○土地改良区の役員の退任 (")	3		
○土地改良区の清算人の退職 (")	3		
○換地計画の適否決定(四万十町)(4件) (")	3		
高知県公安委員会規則			
◎高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則<1・18揭示>	4		
高知県選挙管理委員会告示			
○高知県選挙管理委員会委員の就任 <1・16揭示>	4		
高知県人事委員会規則			
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則 <1・17揭示>	4		
◎職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 <" >	4		
入札公告			
○一般競争入札(不用パソコンの売払い)の公告 (情報政策課)	4		
----- 告 示 -----			
高知県告示第53号			
救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。 平成20年2月1日			
高知県知事 尾崎 正直			
医療機関の名称 所在地 認定年月日 認定の有効期限			
新松田会愛宕病院 高知市愛宕町1-4 平20・2・1 平23・1・13			
国吉病院 高知市上町1-3-4 " " " "			
平田病院 高知市本町5-4-23 " " " "			
高知生協病院 高知市口細山206-9 " " " "			
高知赤十字病院 高知市新本町2-13-51 " " " "			
高知整形・脳外科病院 高知市上町5-6-41 " " " "			
近森病院 高知市大川筋1-1-16 " " " "			
函南病院 高知市知寄町1-5-15 " " " "			
田中整形外科病院 高知市上町3-2-6 1・27 " "			
須崎くろしお病院 須崎市緑町4-30 2・1 31 " "			
橋原町立国民健康保険橋原病院 高岡郡橋原町川西路2320-1 " " " "			
高知県告示第54号			
救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急診療所として次のとおり認定した。 平成20年2月1日			
高知県知事 尾崎 正直			
医療機関の名称 所在地 認定年月日 認定の有効期限			
前田メディカルクリニック 香美市香北町美良布1516-3 平19・11・16 平22・11・15			
高知県告示第55号			
森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、平成20年度第1次において許可する保安林の皆伐面積の限度を次のとおり定める。 平成20年2月1日			
高知県知事 尾崎 正直			
保安林の皆伐面積の限度			
1 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林 (単位 ヘクタール)			
同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
新松田会愛宕病院	高知市愛宕町1-4	平20・2・1	平23・1・13
国吉病院	高知市上町1-3-4	"	"
平田病院	高知市本町5-4-23	"	"
高知生協病院	高知市口細山206-9	"	"
高知赤十字病院	高知市新本町2-13-51	"	"
高知整形・脳外科病院	高知市上町5-6-41	"	"
近森病院	高知市大川筋1-1-16	"	"
函南病院	高知市知寄町1-5-15	"	"
田中整形外科病院	高知市上町3-2-6	1・27	"
須崎くろしお病院	須崎市緑町4-30	2・1	31
橋原町立国民健康保険橋原病院	高岡郡橋原町川西路2320-1	"	"

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林
1	水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林		

地区	所在地	面積	面積
1 室戸地区	室戸市 東洋町	62.55	812.40
2 奈半利川	奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村	1,161.74	281.06
3 安芸川	安芸市 芸西村	424.74	295.05
4 夜須川	香南市	5.70	3.69
5 物部川	高知市の一部 南国市の一部 香美市の一部	1,208.19	156.05
6 吉野川上流	南国市の一部 香美市の一部 本山町 大豊町 土佐町 大川村	2,145.09	110.48
7 鏡川	高知市の一部	247.09	12.56
8 本川地区	いの町の一部	851.76	23.16
9 仁淀川	高知市の一部 土佐市 いの町の一部 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	949.57	171.60
10 新莊川	須崎市 中土佐町の一部 津野町の一部	186.33	169.10
11 四万十川上流	中土佐町の一部 橋原町 津野町の一部 四万十町の一部	2,310.80	292.80
12 伊与喜川	黒潮町の一部	56.05	58.42

13	四万十川	宿毛市の一部 四万十市 四万十町の一部 三原村の一部	1,998.60	523.49
14	大方地区	黒潮町の一部	92.21	117.03
15	松田川	宿毛市の一部	165.60	238.12
16	下ノ加江川	土佐清水市のうち下ノ加江 三原村の一部	113.66	63.50
17	土佐清水地区	土佐清水市(下ノ加江を除く。) 大月町	259.70	238.11
計			12,239.38	3,566.62

2 干害防備保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	干害防備保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	9.72
2 中央東林業事務所管内	高知市の一部 南国市 香南市 香美市	0.00
3 中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	13.59
4 中央西林業事務所管内	高知市の一部 土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	1.26
5 須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 檮原町 津野町 四万十町	16.05

6 幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町	10.23
計		50.85

3 保健保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	保健保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	107.72
2 中央東林業事務所管内	高知市の一部 南国市 香南市 香美市	5.07
3 中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	84.25
4 中央西林業事務所管内	高知市の一部 土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	30.34
5 須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 檮原町 津野町 四万十町	5.17
6 幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町	0.00
計		232.55

高知県告示第56号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年2月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 194号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町清水下分字朽谷空ノ上3199番から 吾川郡いの町大森字タケノナロ238番1地先まで	前	3.5 ? 14.0	1,093
	後	8.0 ? 35.0	1,672
吾川郡いの町清水下分字ナルヨジ3380番1から 吾川郡いの町大森字タケノナロ238番1まで	前	8.0 ? 35.0	1,672
吾川郡いの町清水下分字ナルヨジ3380番1から 吾川郡いの町大森字タケノナロ238番1まで	後	8.0 ? 35.0	1,672

高知県告示第57号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年2月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中平橋原
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡檮原町大向	前	4.6 ? 11.0	526

414番地先から 高岡郡檮原町大向 376番1まで	後	9.6 73.1	526
---------------------------------	---	-------------	-----

高知県告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年2月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中平檮原
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡檮原町大向414番地先から 高岡郡檮原町大向383番1まで	342	平成20年2月1日

高知県告示第59号

昭和58年10月高知県告示第660号（県立都市公園の設置）の一部を次のように改正する。

平成20年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

4中「79.6ヘクタール」を「79.63ヘクタール」に改める。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、土佐山田町竹ノ前土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成20年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏名	住 所
理事	田村 嘉史	香美郡土佐山田町佐古藪554
〃	宮地 良雄	〃 〃 〃 599
〃	佐竹 之守	〃 〃 〃 226-イ
〃	公文 豊広	〃 〃 〃 515

〃	岡本 幸雄	〃 〃 〃 652-1
〃	田村 美登	〃 〃 〃 534-1
監事	岡本 秋廣	〃 〃 〃 652-2
〃	信崎 幸雄	〃 〃 〃 266-2

(就任)

理事	田村 嘉史	香美市土佐山田町佐古藪554
〃	宮地 良雄	〃 〃 〃 599
〃	佐竹 之守	〃 〃 〃 226-イ
〃	公文 豊広	〃 〃 〃 515
〃	岡本 幸雄	〃 〃 〃 652-1
〃	田村 美登	〃 〃 〃 534-1
監事	岡本 秋廣	〃 〃 〃 652-2
〃	信崎 幸雄	〃 〃 〃 266-2

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、伊野町勝賀瀬土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成20年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
監事	濱田 綾子	吾川郡いの町勝賀瀬 612
〃	伊藤 孝造	〃 〃 〃 1132-5

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、伊野町勝賀瀬土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

平成20年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

氏名	住 所
別役 博明	吾川郡いの町勝賀瀬1059-12
伊藤 功	〃 〃 〃 4582
伊藤 正久	〃 〃 〃 1552
伊藤 定子	〃 〃 〃 4564-1
伊藤 守史	〃 〃 枝川 2450-145
伊藤 安義	〃 〃 〃 2940-2
伊東 秀明	〃 〃 勝賀瀬 806
西川 往男	〃 〃 〃 1752
西川 龍男	〃 〃 〃 870
濱田 明	〃 〃 〃 635
濱田 正一	〃 〃 〃 341
濱田 博要	〃 〃 〃 271
保木 進	高岡郡日高村岩目地 681

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、四万十町の行う十和中部地区（茅吹手換地区）の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 換地計画書の写し
 - (2) 現形図及び換地図

2 縦覧期間
平成20年2月1日から同年3月3日まで

3 縦覧場所
四万十町役場十和総合支所

4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、四万十町の行う十和中部地区（十川換地区）の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 換地計画書の写し
 - (2) 現形図及び換地図

2 縦覧期間
平成20年2月1日から同年3月3日まで

3 縦覧場所
四万十町役場十和総合支所

4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、四万十町の行う十和中部地区（広瀬換地区）の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 換地計画書の写し
 - (2) 現形図及び換地図
- 2 縦覧期間
平成20年2月1日から同年3月3日まで
- 3 縦覧場所
四万十町役場十和総合支所
- 4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。



土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、四万十町の行う十和中部地区（井崎換地区）の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
平成20年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 換地計画書の写し
 - (2) 現形図及び換地図
- 2 縦覧期間
平成20年2月1日から同年3月3日まで
- 3 縦覧場所
四万十町役場十和総合支所
- 4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

公安委員会規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年1月18日（揭示済）
高知県公安委員会委員長 竹内 克之

高知県公安委員会規則第1号
高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則
 高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和50年高知県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
 別表第2の2 高知南警察署の表高知南警察署長浜交番の項中

「高知市長浜4722番地4」を「高知市長浜1624番地27」に改める。
 別表第2の14 中村警察署の表中村警察署所在地の項中「古津賀」を「古津賀 古津賀一丁目 古津賀二丁目 古津賀三丁目 古津賀四丁目」に改める。

附 則
 この規則は、平成20年1月25日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第1号
 高知県選挙管理委員会委員として、次の者が新たに就任した。
 平成20年1月16日（揭示済）
 高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

氏名	住所	摘要
浅野 正倫	高知市春野町平和66番地	委員長
行田 博文	高知市中万々286番地26	委員長代理委員
岩尾 研介	高知市宝町13番12号	委員
高橋 紀子	高知市加賀野井二丁目12番4号	委員

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年1月17日（揭示済）
高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第1号
職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則
 職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
 別表第2の5の(1)の表中「第22条の3」を「第44条第1項」に、「第55条、第65条及び第73条の16」を「第79条、第104条第1項及び第135条第1項」に、「第22条の6」を「第47条」に、「第52条の2（同令第65条及び第73条の16）」を「第70条第1項（同令第104条第1項並びに第135条第4項及び第5項）」に、「第65条及び第73条の16において準用する同令第52条の3、第56条の2（同令第73条の16）」を「第104条第1項及び第135条第5項において準用する同令第71条第1項、第81条第1項（同令第135条第

5項」に、「第73条の4」を「第124条第1項」に改め、同表の5の(2)の表中「第73条の5」を「第125条第1項」に改める。
 別表第4中「第75条」を「第81条」に、「第73条の21」を「第140条」に改める。

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。



職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年1月17日（揭示済）
高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第2号
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
 別表第19の1 大学卒の四 大学6卒の項(1)中「第53条ただし書」を「第85条ただし書」に改める。

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

入札公告

不用パソコンの売払いについて、次のとおり一般競争入札に付する。
平成20年2月1日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 入札に付する事項
 - (1) 売払い物品の名称及び数量
一般業務用ノート型パソコン 259台
 - (2) 売払い物品の機種名及び台数
入札説明書による。
 - (3) 売払い物品の引渡場所
高知県政策企画部情報政策課
 - (4) 売払い物品の引渡期限
平成20年3月21日
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
次に掲げるすべての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 高知県における平成18～20年一般(指名)競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)に記載されている者であること。
 - (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)等に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号780-0870
高知市本町四丁目1-16 高知電気ビル
高知県政策企画部情報政策課
電話番号088-823-9773
 - (2) 入札説明書の交付方法
平成20年2月1日(金)から同月26日(火)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成20年3月4日(火)午後2時
郵送の場合は、書留郵便とし、平成20年3月3日(月)午後4時までに(1)の交付場所に必着すること。
イ 場所
高知市丸ノ内二丁目4-1
高知県庁北庁舎2階会議室
- 4 その他
- (1) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
免除する。
イ 契約保証金
高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第39条及び第40条の規定による。
 - (2) 入札の無効
2の入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他高知県契約規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (3) 落札者の決定方法

- 高知県契約規則第15条の規定により決定された予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
 - (5) 資格審査に関する事項
2の(2)に掲げる入札参加資格を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付して、高知県会計管理局総務事務センターへ提出すること。ただし、平成20年2月13日(水)までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、入札参加資格が与えられない場合がある。
なお、申請書を提出するときには、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を必ず申し出ること。
 - (6) 詳細は、入札説明書による。